

制度の内容、申請対象等の詳しい情報はホームページや申請の手引き(ホームページからダウンロード)等でご確認いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。

#### ■問い合わせ先：住まいの復興給付金事務局

##### コールセンター

受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日含む)

お電話の際は、かけ間違いのないようご注意ください。

フリー  
ダイヤル 0120-250-460 (無料)

一部のIP電話など上記フリーダイヤルがつながらない場合

TEL. 022-745-0420 (有料)

<http://fukko-kyufu.jp>

##### 給付金の受領



#### 消費税率引上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置のお知らせ

## 住まいの復興給付金制度

#### 東日本大震災<sup>※1</sup>により被災された皆様へ

本制度は、平成26年4月1日からの段階的な消費税率の引上げに伴い、被災者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応する措置です。

- ・東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにすること
- ・復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期などの、外的要因による被災者間の負担の不均衡を避けることを目的としています。

※1：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故のことをいう。

#### 〈制度の概要〉

東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。

#### 被災住宅

(東日本大震災により被害が生じた住宅)

り災証明書等で「全壊または流出」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」  
「一部損壊または床下浸水<sup>※2</sup>」の認定を受けた住宅

原子力災害による避難指示区域等<sup>※3</sup>内にある住宅

#### 新たに住宅を建築・購入



#### 被災住宅を所有していた者



#### 建築・購入した住宅(再取得住宅)に居住

「再取得住宅」とは、被災住宅に代わり、建築・購入した新築住宅、または宅建業者から購入した中古住宅のこと

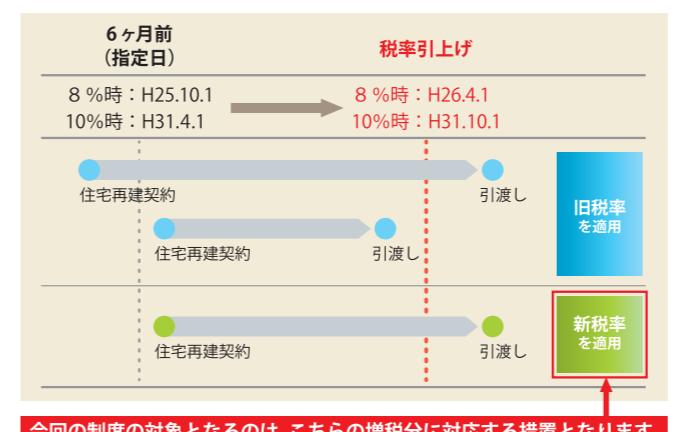
#### 給付金受領

※2：建築・購入の場合は被災住宅を取り壊していることが必要。

※3：避難指示区域、避難解除区域、特定避難勧奨地点(解除された地点を含む)のことをいう。

#### 住宅再建(住宅の再取得および補修)に関する消費税について

消費税率の引上げ半年前までに契約<sup>\*</sup>すれば、契約時の税率(旧税率)が適用されます。



住宅の再建に際して、消費税率引上げの6ヶ月前(指定日)の前日までに契約された住宅については、引渡し時期に関係なく契約時の税率(旧税率)が適用される「経過措置」があります。

これにより平成25年9月30日(指定日の前日)までに契約締結していれば、引渡しが平成26年4月1日以後であっても旧税率の5%が消費税として適用されます。

同様に、平成31年3月31日までに契約締結していれば、引渡しが平成31年10月1日以後であっても8%が消費税として適用されます。

なお、消費税は住宅の建物部分に対して課税され、土地購入や個人が売主となる中古住宅には課税されません。

\*請負契約を対象としていますが、マンション等の売買契約でも注文者が壁の色やドアの形状等について特別に注文できる場合、請負契約と同様に経過措置が受けられます。

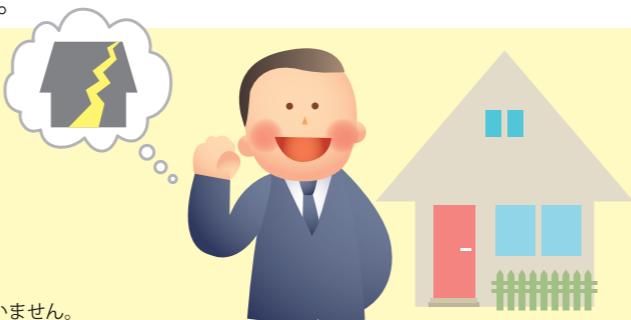
## 新築住宅を「建築・購入」し、または中古住宅を「購入」した場合

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

### 対象者

- ①被災住宅を所有していた者<sup>※4</sup>
- ②再取得住宅を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者

\*4：被災時点(平成23年3月11日時点)に所有していた者。所有していた持分は問いません。



①～③の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請(以下「共同申請」という。)する場合、給付を受けることができます。共同申請する場合、再取得住宅の所有者である代表1名が代表申請者となり、給付金を受領できます。

### 給付対象となる共同申請の事例

#### ●被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合



#### ●再取得住宅の所有者が複数の場合



\*①の被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合、被災住宅に居住していた者が新たに住宅を再取得し、その住宅に居住している場合には、給付を受けることができます。\*被災住宅の所有者である父母・祖父母が居住するための住宅の再取得を支援(親孝行住宅再建支援)した場合、代表申請者および共同申請者が居住していない場合でも給付を受けられる場合があります。

### 対象住宅

消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、建築・購入した新築住宅、または宅地建物取引業者が販売した中古住宅

\*床面積が次の要件にあてはまる。建築の場合:13 m<sup>2</sup>以上/購入の場合:50 m<sup>2</sup>以上(地上3階以上の共同住宅の場合は30 m<sup>2</sup>以上)  
ただし令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に購入(不動産売買契約)した方は、40 m<sup>2</sup>以上に緩和されます。

\*新築住宅とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのない住宅(建築工事完了日から1年を経過したものを除く)  
中古住宅とは、上記、新築住宅に該当しない住宅。

### 給付申請額

千円未満は切捨てとなります。



\*5：区分所有の場合は専有部分の床面積。再取得住宅の不動産登記上、用途が「住宅(居宅または共同住宅等の表記)」以外を含む場合、住宅部分の床面積。  
床面積の上限は175m<sup>2</sup>。上限を超える場合は175m<sup>2</sup>分を給付。

\*6：持分割合とは、再取得住宅の不動産登記上、住宅全体に対する所有割合のこと。住宅取得にあたり負担に応じて按分した割合のこと。

### ご注意ください

\*(代表)申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。「建築・購入」の給付申請を行った(代表)申請者および共同申請者が「補修」の申請することはできません。\*国土交通省所管のすまい給付金との併用もできません。

## 被災住宅を「補修」した場合

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

### 対象者

- ①被災住宅を所有している者<sup>※7</sup>
- ②被災住宅の補修工事<sup>※8</sup>を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者

\*7：被災時点(平成23年3月11日時点)より所有している者。所有している持分は問いません。  
\*8：実際に支払った補修工事の金額が100万円(税抜)以上であること。



①～③の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請(以下「共同申請」という。)する場合、給付を受けることができます。共同申請する場合、補修工事の発注者である代表1名が代表申請者となり、給付金を受領できます。

### 給付対象となる共同申請の事例

#### ●被災住宅の所有者と被災住宅の補修工事の発注者が異なる場合



#### ●被災住宅の補修工事の発注者が複数の場合



\*①の被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合、被災時点に被災住宅に居住していた者が補修し、その被災住宅に居住している場合には、給付を受けることができます。\*被災住宅の所有者である父母・祖父母が居住する被災住宅の補修を支援(親孝行住宅再建支援)した場合、代表申請者および共同申請者が居住していない場合でも、給付を受けられる場合があります。

### 対象住宅

消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、補修した被災住宅

### 給付申請額

千円未満は切捨てとなります。

下表のとおり、被災住宅の床面積に、り災状況に応じた給付単価を掛けた額(A)と、実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額(B)のどちらか少ない方を給付申請額とします。

被災住宅の床面積 <sup>※9</sup>	A	
	消費税率が8%のとき (3%増税)	消費税率が10%のとき (5%増税)
全壊または流出	… 1,680円	… 2,800円
大規模半壊	… 1,650円	… 2,750円
半壊または床上浸水	… 1,380円	… 2,300円
一部損壊または床下浸水	… 840円	… 1,400円

\*東日本大震災に伴う原子力災害による避難指示区域等内にある住宅については「全壊」の扱いとします。

B	
実際に支払った補修工事費の消費税増税分	
消費税率 8%	3%増税分 補修工事費 × 0.03
消費税率 10%	5%増税分 補修工事費 × 0.05

\*(代表)申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。「補修」の給付申請を行った(代表)申請者および共同申請者が「建築・購入」の申請することはできません。\*国土交通省所管のすまい給付金との併用もできません。

### ご注意ください

\*(代表)申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。「建築・購入」の給付申請を行った(代表)申請者および共同申請者が「補修」の申請することはできません。\*国土交通省所管のすまい給付金との併用もできません。